

交通困難者公共交通利用促進実証事業運営等委託業務に係る
企画提案公募要領

1 委託業務名

交通困難者公共交通利用促進実証事業運営等委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

県においては、移動手段の確保に不利性を有する学生生徒や高齢者等を対象に、県民モニターとして同意を得た方に対し、運賃半額でバス・モノレールを利用してもらい、公共交通の需要を喚起し、自動車による送迎交通等からの利用転換を促進するための取組（以下、「半額実証事業」という。）を実施する。

また、GPS等を活用した実証事業の「前・中・後」の道路渋滞状況の検証や乗降データ取得、アンケート調査等を実施することとし、送迎から公共交通利用へ転換したことでの利便性向上や満足度向上につなげることを目的とする。

※ 学生生徒とは、「中・高校生、大学生、専修学校生、高等専門学校生等」をいう。

※ 高齢者等とは、「65歳以上の方、学生生徒でない障がい者」をいう。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入すること。

- (5) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。

- (6) 労働関係法令を遵守していること。

- (7) 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (9) 過去に国や地方公共団体から同様な事業を受託した実績を有する等、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者であること。
- (10) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人・団体であり、進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること
- (11) 業務を実施するための十分な人員体制を有する者であること。
- (12) 応募は共同体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(8)及び(11)の全ての要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(9)及び(10)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的を達成するため、共同企業体の他の構成員との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図るとともに、共同企業体として上記応募資格(9)の要件を満たすこと。
 - ⑦ 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

5 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 提案上限額

本業務に係る 委託料の 提案上限額は、80,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、予定価格を示すものではない。

7 応募方法等

- (1) 本要領等の沖縄県交通支援課ホームページへの掲載期間
公告日から令和8年9月2日(水)まで
- (2) 応募に係る質問
企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式1】を記入し、
電子メールにより提出すること。
ア 受付期限 令和8年8月26日(水) 12時(厳守)
イ 提出場所 沖縄県企画部交通支援課 陸上交通班
電子メールアドレス aa015500@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答は、沖縄県交通支援課ホームページへの掲載により行う。
回答日時 令和8年8月27日(木)
- (4) 企画提案書等の提出
企画提案書等の提出は、次により持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。
ア 提出期限 令和8年9月2日(水) 12時(厳守)
イ 提出場所 沖縄県企画部交通支援課 陸上交通班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
電話番号 098-866-2045 F A X 番号 098-866-2448

8 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画提案応募申請書【様式2】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案書(様式任意、A4版10枚以内(表紙含む、両面印刷可、A4版以外
は一切不可)、長辺綴り)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (3) 会社概要書【様式3】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (4) 積算書【様式4】(各積算費目の内訳と単価を記載)・・・・・・・・ 9部
積算の費目は、次の内容で作成すること。
①直接人件費
②直接経費
③再委託費
④一般管理費(直接人件費+直接経費)×10%以内
⑤消費税(10%)
積算の合計は、①+②+③+④+⑤となること。
- (5) 業務計画・実施体制【様式5】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (6) 実績書【様式6】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- (7) 登記事項証明書(3か月以内のもの、写し可)・・・・・・・・ 1部
- (8) 誓約書【様式7】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (9) 共同企業体構成書【様式8】(共同企業体の場合)・・・・・・・・ 1部
- (10) 共同企業体協定書(共同企業体の場合)・・・・・・・・ 1部

9 委託予定業者の選定方法等

- (1) 委託予定業者の選定方法

交通困難者公共交通利用促進実証事業運営等委託業務 企画提案事業者審査委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案者を委託予定業者（優先交渉者）として選定する。

(2) 審査における評価基準

別紙「企画提案書等評価基準」による。

(3) 企画提案書の審査

① 第一次審査

企画提案者が多い場合、別紙の評価基準に基づく事務局審査により上位数社を選定し、第二次審査を実施する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

② 第二次審査

企画提案書の内容、経費等について、委員会で書面審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

10 公募スケジュール（予定）

(1) 公募開始	8月19日(水)	
(2) 質問締切	8月26日(水)	12時（厳守）
(3) 質問回答	8月27日(木)	
(4) 公募締切	9月2日(水)	12時（厳守）
(5) 第一次審査	9月4日(金)	予定
(6) 第一次審査結果通知	9月4日(金)	予定
(7) 第二次審査	9月15日(火)	予定
(8) 第二次審査結果通知（委託予定業者通知）	9月16日(水)	予定

11 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費等については、応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないこととする。

(6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号の

いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (7) 委託予定業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、県と委託予定業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (8) 次の点に留意し委託者として実行可能と判断した場合に応募するものとする。
- ア 支払の事実が確認できるよう、銀行振込で取引をすること、振込手数料は請求対象外であることに注意
 - イ 現金や手形での支払をしないこと
 - ウ 人件費については、人件費単価が実費ベースであること、タイムカードや出勤簿と労務日誌と整合性がとれ、給与台帳で確認できようにすること
 - エ 一般管理費は10%以内
 - オ 消耗品については受払簿で管理すること
 - カ 再委託する場合は、委託者が再委託先の各種帳票類を確認し、成果の有無、契約の必要性、適正性、期間の適切性について確認をすること
 - キ 関係規定等に基づき、相見積りや入札等の競争となっているか、また随意契約による場合は、選定理由を明らかにした理由書を整理できるか

※) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と

契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階
沖縄県企画部交通支援課 陸上交通班 担当：運天
電話番号 098-866-2045 F A X 番号 098-866-2448

企画提案書等評価基準

(1) 業務計画の的確性及び遂行体制について

配点・・・5点	・ 業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか。 ・ 業務計画として、その実施方法(スケジュール、調整先)が具体的に記載されているか。
---------	--

(2) 業務目的等の理解について

配点・・・5点	・ 業務の目的や方向性を的確にとらえている。 ・ これまで類似業務を行ったことがあるか。
---------	---

(3) 企画提案内容について

配点・・・40点	・ 委託業務の遂行のため、それぞれの項目について、実現性が高く、効果的・効率的な優れた提案内容になっているか。 ①モニター募集・選定、リストの作成・管理(5点) ②利用者証(専用ICカード含む)の発行・管理及び専用ICカードのチャージ残高の返金作業(5点) ③学生生徒や高齢者等の県民に対してモニター参加を促し、公共交通の利用促進につなげるための周知・広報(5点) ④問い合わせ窓口の設置(5点) ⑤モニター等へのアンケート調査項目の設計及び実施方法(5点) ⑥利用するデータ・資料等の適切な分析及び説得力のある実現的な提案内容(5点) ⑦今後の事業展開について、将来性を考慮した効果的かつ実現可能な提案内容(5点) ⑧その他、業務実施に資する提案等(5点)
----------	---